

ひとり親家庭への支援

手当と助成

★児童扶養手当

問 子育て総務課 地域子育て係 ☎21-2221

支給要件に該当する18歳に達する日以降最初の3月31日まで(政令に定める程度の障害を有する児童は20歳未満)の児童を監護している父または母、父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

支給額

全部支給 月額45,500円

一部支給 月額45,490～10,740円
(第2子以降は金額が加算されます)

公的年金額が児童扶養手当額より低いとき差額分の手当が受給できるようになりました。

※支給額は、年により変動があります。

※支給の制限があります。

※詳細は、お問い合わせください。

★ひとり親家庭医療費助成制度

問 保険年金課 医療給付係 ☎21-2136・2137

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を扶養している配偶者のいない親(該当児童についてはこども医療費助成対象)が病気やけがなどで受診した際の医療費(保険診療の個人負担分)を市が助成します。

対象者

栃木市に住民登録のある①18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を扶養している配偶者のいない親

受給期間

登録の申請をした月の初日(転入の際は転入日)から該当児童が18歳に達する以降の最初の3月31日まで

登録

児童扶養手当、遺児手当、遺族基礎年金等の申請の際にご案内します。

※所得制限があります。

助成の受け方

助成申請書と医療機関等の領収書を申請期間内(診療月の翌月から12か月以内)に提出ください。後日、登録口座に振込ます。



子どもと遊ぼう

親は膝を曲げて座ります(体操座り)。子どもを膝のてっぺんに座らせ、親の足先に向けて滑らせます。



★母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金

問 こども家庭センター 児童家庭相談係 ☎25-8033

母子家庭の母および父子家庭の父が、就労のために厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講する場合に、事前に申請することにより受講料の一部を助成します。

★母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金

問 こども家庭センター 児童家庭相談係 ☎25-8033

母子家庭の母および父子家庭の父が、看護師等の資格取得のために修学する場合に、修学期間中の生活費として、毎月一定の額を給付します。

※所得制限があります。

★ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

問 こども家庭センター 児童家庭相談係 ☎25-8033

栃木県内で高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金を貸付する資金です。

※詳細はお問い合わせください。

★ひとり親家庭養育費確保支援

問 こども家庭センター 児童家庭相談係 ☎25-8033

ひとり親家庭の子どもが、養育費を確実に受け取れるように支援するため、公正証書等の作成にかかる費用や養育費保証契約を結ぶ際に負担した保証料を補助します。

※詳細はお問い合わせください。

★母子父子寡婦福祉資金

問 こども家庭センター 児童家庭相談係 ☎25-8033

児童(20歳未満の子)を扶養している母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立を応援するため、貸付を行っています。

資金については、修学資金・就業資金・就職支度資金・就学支度資金等があります。貸付の可否は審査により決定されます。

※詳細はお問い合わせください。

★遺児手当

問 子育て総務課 地域子育て係 ☎21-2221

父母の一方または両方が死亡した義務教育修了前の児童を養育するひとり親・養育者等に手当を支給します。

支給額 月額3,000円

※支給の制限があります。

※詳細は、お問い合わせください。



子どもと遊ぼう

「すべり台」の要領で座ります。親のほうを向いて、足の甲の上に座ります。落ちないようにすねにしがみついてもかまいません。親はおなかに力を入れて、足先を持ち上げ、上下に動かします。親の腹筋も鍛えられます。

